

大磯町総合教育会議の公開等に関する要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、大磯町総合教育会議要綱（平成27年大磯町告示第●号。以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、要綱第6条の規定による大磯町総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の公開及び要綱第7条の規定による議事録の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（総合教育会議の開催の周知）

第2条 町長は、総合教育会議を招集しようとするときは、次に掲げる事項を町ホームページに掲載するとともに、町民情報コーナー（大磯町町民情報コーナーの設置、管理及び運営に関する要綱（平成23年大磯町告示第5号）第3条の規定により設置された町民情報コーナーをいう。）において閲覧に供することにより、周知に努めるものとする。

- (1) 総合教育会議の名称
- (2) 総合教育会議の開催日時及び会場
- (3) 総合教育会議の議題
- (4) 傍聴人の定員及び受付方法
- (5) 公開又は非公開の別

2 町長は、前項の規定による周知を総合教育会議の開催日のおおむね1週間前までに行うものとする。ただし、緊急に総合教育会議を開催することを決定したときは、この限りでない。

（公開の方法等）

第3条 町長は、総合教育会議を公開するときは、総合教育会議の会場（以下単に「会場」という。）に傍聴席を設置するものとする。

- 2 町長は、会場の規模に応じて傍聴人の定員を定めるものとする。
- 3 町長は、傍聴を希望する者が定員を超えたときは、抽選により傍聴人を決定するものとする。
- 4 町長は、総合教育会議を円滑に運営するため、会場の秩序の維持に努めるものとし、必要と認めるときは、傍聴人に対して退席を命ずることができる。

（資料の配布及び閲覧）

第4条 町長は、総合教育会議の資料（以下単に「資料」という。）を傍聴人が会場に入場する際に配布し、原則として、傍聴人が会場を退場する際に会議次第を除く資料の返却を求めるものとする。

（議事録の公表）

第5条 要綱第7条の規定による公表は、町民情報コーナーに議事録を備え置き、及び町ホームページに掲載することにより行うものとする。

- 2 議事録には資料を添付するものとする。この場合において、非公開情報に該当する事項が資料に含まれる場合については、所要の措置を講ずるものとする。

3 議事録の公表期間は、公表を開始した日から起算して5年間とする。

(庶務)

第6条 総合教育会議の公開等に係る庶務は、政策総務部政策課において処理する。

附 則

この要領は、平成27年5月13日から適用する。